

**RAMEN TECH 2026 企画・運営等業務委託
提案競技募集要項**

令和8年4月

福岡市経済観光文化局創業推進部

1 事業目的

福岡市では、アジアを中心とした海外のエコシステムと、九州をはじめとする国内各拠点をつなぐゲートウェイとなる拠点を目指し、産官学が連携したスタートアップ支援に取り組んでいる。その中核的な取り組みとして、スタートアップやテクノロジー、クリエイティブ等の分野の多様なプレイヤーが交流・触発し、イノベーション創出を促進するスタートアップイニシアティブ「RAMEN TECH (Revolutionizing Asia: Merging Ecosystems & Networks - Tech)」を推進している。

令和8年度においては、10月第2週に国内外のスタートアップ、投資家、事業会社、支援機関をはじめ多様なキープレイヤーが福岡市に一堂に会する機会を創出することで、市内企業が福岡にしながら多様な知見やネットワークにアクセスできる場を整備し、ビジネスマッチングや協業創出を促進する。

あわせて、本事業を通じて、福岡市のスタートアップエコシステムを国内外に強力に発信し、企業・人材・投資の呼び込みにつなげ、持続的なエコシステムの成長を実現し、世界のスタートアップシーンにおける「スタートアップ都市・ふくおか」の更なるプレゼンス向上を図る。

2 業務委託契約の概要

(1) 事業名

RAMEN TECH 2026 企画・運営等業務委託

(2) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで

(3) 総事業費

上限額：38,500千円(※消費税および地方消費税含む)

(4) 業務内容

資料1「仕様書(提案時)」のとおり

3 参加資格

次の各号に掲げる資格(以下、「参加資格」という。)を有するものでなければ、この提案競技に参加することができません。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

(2) この提案競技の公告日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下、「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

(3) この提案競技の公告日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

(4) 市町村税を滞納していない者であること。

(5) 消費税および地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(7) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関

係を有するものでないこと。

- (8) 共同事業者による共同提案の場合は、構成員それぞれが(1)～(7)をすべて満たし、本提案競技への単独または他の提案者との共同提案を行っていないこと。また、応募後の代表団体の変更および構成団体の変更は認められない。

なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当した場合または本市に提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

4 スケジュール

- | | |
|---------------------------------|--|
| (1) 募集開始 | 令和8年4月10日(金) |
| (2) 説明会参加申込書提出期限 | 令和8年4月16日(木) 17時まで |
| (3) 説明会(ハイブリッド形式) | 令和8年4月17日(金) 16時30分から
※オフラインは福岡市内にて実施予定 |
| (4) 質問書提出期限 | 令和8年4月21日(火) 17時まで |
| (5) 質問書回答日 | 令和8年4月23日(木) (予定) |
| (6) 提案競技参加申込書提出期限 | 令和8年5月1日(金) 17時まで |
| (7) 提案書等提出期限 | 令和8年5月13日(水) 17時まで |
| (8) 提案事業者プレゼンテーション・選定委員会(オンライン) | 令和8年5月18日(月) (予定) |
| (9) 最優秀提案事業者決定・契約仕様の協議 | 令和8年5月中・下旬(予定) |
| (10) 事業者決定 | 令和8年5月中・下旬(予定) |
| (11) 契約締結 | 令和8年5月中・下旬(予定) |
- ※応募者多数(5者を超える)の場合は一次審査(書面)を実施する場合があります。
※提案事業者プレゼンテーション・選定委員会の詳細については参加事業者に改めて通知します。

5 説明会参加申込

「6 説明会」に参加しようとする者は、「説明会参加申込書(様式1)」を提出してください。

- (1) 説明会参加申込書提出期限
令和8年4月16日(木) 17時まで
- (2) 提出先・提出方法
「説明会参加申込書(様式1)」を「19 問い合わせ先・提出先」のメールアドレスへ提出してください。説明会参加申込書を提出した際は、その旨を提出先へ電話連絡してください。

6 説明会(ハイブリッド形式)

福岡市による提案競技、事業委託等に関する説明および質疑応答の機会を設けます。

- (1) 日時
令和8年4月17日(金) 16時30分から
- (2) 会場
オンライン及びオフライン(福岡市内)のハイブリッド形式
- (3) 内容
- | | |
|-------------|-----|
| ①提案競技に関する説明 | 30分 |
| ②質疑 | 30分 |

※説明会に参加するにあたり、参加者は本募集要項を一読のうえ参加してください。

※説明会に参加する人数は、一事業者あたり(共同事業者の場合は一団体あたり)2名

までです。

※ 質疑の内容は、令和8年4月23日（木）にホームページに掲載します。

※ 提案競技への参加を希望する者（以下、「提案事業者」という。）は、原則、説明会に参加してください。

7 質問の受付

(1) 質問書提出期限

令和8年4月21日（火）17時まで

(2) 提出方法

「質問書（様式2）」を「19 問い合わせ先・提出先」のメールアドレスへ提出してください。質問書を提出した際は、その旨を提出先へ電話連絡してください。

※質問事項1問につき質問書1枚としてください。

※「質問書（様式2）」以外による質問、および(1)の質問書提出期限を超えて提出された質問には一切応じません。

※ 電話による質問には一切応じません。

(3) 回答方法

福岡市ホームページに掲載します。

(4) 回答掲示期間（予定）

令和8年4月23日（木）から令和8年5月13日（水）17時まで

8 提案競技参加申込書の提出

提案事業者は、「3 参加資格」を確認のうえ、「提案競技参加申込書（様式3）」および下記の「提出書類」を提出してください。

(1) 提案競技参加申込書提出期限

令和8年5月1日（金）17時まで

(2) 提出書類

以下の書類のうち、エ～キについては、提出日前3か月以内に発行された原本のコピーを提出してください。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公告日または提案競技参加申請期限日が含まれている者にあっては、エ～サの提出を免除する。

ア 提案競技参加申込書（様式3）

イ 会社概要（事業概要が分かるパンフレット等も可）

ウ 従業員数がわかる資料（同上）

エ 登記事項証明書（法人の場合）

注1）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

オ 身分証明書および登記されていないことの証明書（個人の場合）

注1）本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注2）法務局または地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注3）身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

カ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1）福岡市内に本店または支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税および延滞金等)に滞納がないこ

との証明」がなされているものを提出すること。

注2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

キ 消費税および地方消費税納税証明書

注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

ク 委任状(様式3-1)

注1) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式3-1により委任状を作成して提出すること。

ケ 誓約書(様式3-2)

注1) 様式3-2に、代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

コ 役員名簿(様式3-3)

注1) 様式3-3に、代表者および役員(クの委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

サ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1) 法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注2) 個人の場合は、様式3-4をもとに作成のうえ提出すること。

(3) 外国に本店がある事業者(日本に支店登記がない場合)の申請注意事項

ア 押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。

イ 提案競技参加申込書は日本語で作成するとともに、その他の提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付すること。

ウ (2)に掲げる提出書類のうち、エおよびオについては、本来必要な書類に代えて、当該国の所管官庁または権限のある機関の発行する書面とすることができる。

エ (2)に掲げる提出書類のうち、カおよびキについては、省略することができる。

(4) 注意事項

共同提案の場合は、「提案競技参加申込書(様式3)」に共同提案代表者名を記載するとともに、参加する共同企業体名等を全て記載すること。また、上記提出書類を共同提案する企業も含めて全て提出するとともに、協定書を提出すること。

(5) 提出方法

「提案競技参加申込書(様式3)」および提出書類を「19 問い合わせ先・提出先」のメールアドレスへ提出してください。提案競技参加申込書を提出した際は、その旨を提出先へ電話連絡してください。

9 提案内容

「仕様書(提案時)」および「審査基準」に記載されている内容を踏まえて提案を実施して下さい。

(1) 仕様書に記載されている項目は、提案における必須事項(以下、「必須提案事項」という。)です。

(2) (1)以外の事項については自由提案(以下、「自由提案事項」という。)が可能です。「1 事業目的」に合致し、事業効果を高めることができると考えられるものについて

提案してください。

- (3) 必須提案事項および自由提案事項を実施することで、提案者が考える本事業で達成できる効果や指標、数値目標（KPI）を、分かりやすく記載してください。

10 企画提案書類の提出

提案競技参加申込みを行った提案事業者は、以下のとおり「企画提案書」を提出してください。

(1) 提案書等提出期限

令和8年5月13日（水）17時まで

(2) 提出先・提出方法

下記に記載している提出書類を「19 問い合わせ先・提出先」のメールアドレスへ提出してください。企画提案書類を提出した際は、その旨を提出先へ電話連絡してください。

(3) 提出する企画提案書類

以下の全ての書類をもって「企画提案書」とします。

ア 提案書（内容については、「9 提案内容」を参照のこと。）

イ 事業者リスト（本事業を実施する企業・団体のリスト）

ウ 同種または類似業務の実績がわかる書類

※ 同種または類似業務を受託して実施している場合、契約の名称と相手方、契約内容および金額を記載してください。

※ 同種または類似業務を主催している場合、イベントの内容・実績等を記載してください。

エ 経費見積書および積算内訳書

※ 「仕様書（提案時）」の「4 委託内容」の各項目を可能な限り詳細に分割して見積もりを実施するとともに、積算内訳にはどの項目にいくらの経費が必要になるかなど、具体的かつ詳細に記載してください。

オ いずれの資料も電子データ（PDF形式）で提出してください。

(4) 提出部数

正本および副本を提出してください。（(5)作成要領を参照すること）

(5) 作成要領

○ 様式は自由。資料は、A4横、横書き、15ページ以内（表紙・見積書・事業者リスト含む）で作成すること。

○ 提案書表紙の次項に目次を、それ以降のページには、1からページ番号を記載すること。

○ 提案書における提案の掲載順は、資料2「RAMEN TECH 2026 企画・運営等業務委託提案競技審査基準」の（1）～（5）の項目の順で掲載するなど分かりやすくすること。

○ 正本の表紙には、表題「RAMEN TECH 2026 企画・運営等業務委託企画提案書」、提出年月日、提案事業者名（企業名）および担当窓口（担当部門、担当者、連絡先、電子メールアドレス）を記載し、提出すること。

○ 副本の表紙には、表題「RAMEN TECH 2026 企画・運営等業務委託企画提案書」、提案事業者記号、提出年月日のみを記載し提出すること。

※ 提案事業者記号（例：A社）は、提案競技参加事業者申込の締め切り後に別途お知らせします。

○ 企画提案書は、正本の表紙を除いて、提案事業者の名称がわかる記述を一切しないこと。

11 一次審査

参加資格を有する提案事業者が5社を超える場合は、企画提案書の内容について一次審査

(書類審査)を行い、評価の高い順位5社程度を選出することがあります。
※ 一次審査の結果(提案事業者のプレゼンテーションの参加可否)は、5月15日(金)(予定)に電子メールにてご連絡します。

1.2 参加辞退

提案競技参加申込書(様式3)を提出した者が提案競技への参加を辞退する場合は、提案競技参加辞退届(様式4)を提出すること。

(1) 提出先・提出方法

「提案競技参加辞退届(様式4)」を「19 問い合わせ先・提出先」のメールアドレスへ提出してください。質問書を提出した際は、その旨を提出先へ電話連絡してください。

1.3 提案事業者プレゼンテーション・選定委員会

選定委員会を開催することで、提案内容を審査し、最も優秀な企画提案を選定します。提案事業者は、以下のとおり選定委員会に参加し、プレゼンテーション(提案内容の説明および質疑応答)を実施してください。

(1) 提案事業者プレゼンテーション・選定委員会実施日

令和8年5月18日(月)(予定)

(2) 実施方法

オンライン

※ 詳細については提案事業者へ別途お知らせします。

(3) 審査概要

※ 各提案事業者によるプレゼンテーション15分、質疑応答25分(予定)

※ 説明者・参加者は1提案あたり3名まで

(4) プレゼンテーション

プレゼンテーションは、提出された企画提案書をもとに実施してください。企画提案書に記載のない事項についての新たな提案は認めません。企画提案書をモニターに投影しながら説明を実施してください。

※ プレゼンテーション実施方法の詳細については、別途お知らせします。

(5) 審査内容

資料2「RAMEN TECH 2026 企画・運営等業務委託提案競技審査基準」に基づき、企画提案書や選定委員会におけるプレゼンテーションの内容および質疑応答の内容について審査を実施し、最優秀提案事業者候補を決定します。

また、全審査委員が合計点数で120点に満たない場合は、最上位者であっても最優秀提案事業者候補となりません。

なお、委員会に参加する提案事業者が1者のみの場合は、提案内容を審査し、全審査委員が合計点数で120点以上の評価を行った場合に、その者を最優秀提案事業者候補とみなします。

1.4 最優秀提案事業者の決定等

(1) 最優秀提案事業者の決定

選定委員会での審査結果を参考に、福岡市において最優秀提案事業者を決定します。

(2) 結果通知

結果については、すみやかに全ての提案事業者にも文書で通知するとともに、最優秀提案事業者については、福岡市ホームページにおいて公表します。

※ 結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実にないと認められるとき、または著しく社会的信用を損なう等、受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがあります。

1.5 契約

(1) 契約交渉者

福岡市が決定した最優秀提案事業者を契約交渉者とします。

(2) 契約の締結

最優秀提案事業者の決定後、すみやかに福岡市経済観光文化局創業推進部と契約交渉者との間で最終的な仕様等を決める協議を行い、契約内容詳細について合意に達した後、業務委託契約を締結するものとします。なお、最優秀提案事業者が辞退、その他の契約条件が合致しないなどの理由で契約締結に至らなかった場合は、提案事業者のうち順位の高い者から順に、契約交渉の相手方とすることができるものとします。

(3) 契約保証金

委託業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、福岡市契約事務規則第25条に該当する場合は、契約保証金を免除することがあります。

1.6 苦情申立てについて

(1) 本件の提案競技手続に関し、「福岡市特定調達契約に係る苦情の処理手続に関する要綱」に基づき、福岡市公正入札監視委員会に対して苦情を申し立てることができます。ただし、苦情を申し立てることができる者および苦情を申し立てることができる期間は限られています。

(2) 本件の提案競技手続に関し、苦情申立てがなされた場合、福岡市公正入札監視委員会の要請または提案により必要と認められるときは、提案競技の執行または契約の締結若しくは執行を停止し、または契約を解除することがあります。

(3) 苦情申立てについての詳細が掲示されているホームページアドレス

<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/complaint.html>

1.7 特記事項

(1) 総事業費の範囲内で、本事業の目的に照らし、その効果を増進すると考えられる独自の提案内容があれば、提案してください。総事業費に加えて提案者が外部資金を獲得することを妨げないが、獲得した協賛の金額、内容、用途を福岡市に報告してください。

(2) 一事業者から複数の参加提案を行うことは認められません。また共同事業体として参加する場合は、構成員のすべてがその他の共同事業体の構成員および提案者になることはできません。

(3) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案事業者が責任を持って必ず履行できる内容としてください。

(4) 本提案競技において使用する言語は「日本語（商標および固有名詞を除く）」、通貨単位は「円」とします。

(5) 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

(6) 提出書類に虚偽の記載があったとき、提出書類の受付期間内に必要な書類が揃わなかった場合、選定委員等に対する不正な行為が認められた場合、その他不正な行為があった場合や、見積額が「2(3) 総事業費」に定める額を超えている場合、事業推進に必要な手続を行わない場合は失格とします。

(7) 提出書類については、明らかな誤字・脱字・名称および氏名等の形式的な変更を除き、提案内容を変更することはできません。

(8) 提案に係る費用はすべて提案事業者の負担とします。また、提出された書類等は返却しません。

(9) 本提案競技に関して福岡市が配布した資料を他の目的のために使用することは禁止します。

(10) 選定された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求めることがあります。

(11) 仕様書「4 委託内容」については、現時点で必要と思われる内容を提示しており、

契約締結の際に契約交渉者と協議のうえ、変更することがあります。

- (12) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止します。
- (13) 審査結果に関する質問には一切回答しません。
- (14) 企画提案書の著作権はその提案者に帰属します。企画提案書の利用について第三者から権利の侵害等の訴え、または紛争が生じたときは、その提案者は自己の費用および責任においてこれを解決するものとし、福岡市に何等かの損害を与えたときは、その提案者は損害について賠償するものとし、ます。
- (15) 募集要項等は福岡市ホームページからダウンロードしてください。

1 8 失格要件

以下に該当する者は失格とし、本提案競技への参加を無効とします。

- (1) 提出締切までに必要な書類が揃わなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 提出された10(4)ウの「経費見積書および積算内訳書」の支出額が2(3)の「総事業費」を超えるとき。
- (4) 提案競技参加申込書を提出していたにも関わらず、辞退届を提出せずに提案競技会に参加しなかったとき。
- (5) 選定委員等に対する不正な行為が認められたとき。
- (6) 事業推進に必要な手続きを行わないとき。
- (7) その他、事務局が不正と認める行為があったとき。

1 9 問い合わせ先・提出先

福岡市経済観光文化局創業推進部 中島、則松

〒816-8620

福岡市中央区天神1丁目8番1号

TEL：092-711-4706

E-Mail：globalstartup@city.fukuoka.lg.jp